

市民と司法の間を『自治体弁護士』がつなぐ試み ～ 全国の市役所に常勤の弁護士を～

<明石市の試み>

弁護士職員の5名採用(全国最多)と積極活用(訪問相談の実施など)

誰にとっても手を伸ばせば届く司法の実現に向けて(司法改革の理念の具体化)

【市民法律相談の新たな展開】

市役所の特性(市民に身近な存在、公の信頼感、費用負担不要)を最大限に活用

巡回出張相談：**弁護士の方から**市民の近くまで行く

(相談できる場所を市内全域の10か所に拡充)

訪問相談：**本人の枕元にまで**出かけて行って寄り添う

(外出困難な高齢者などの自宅や病院を訪問して相談に応じる)

専門相談：**その専門性に精通**した弁護士による相談

(市の条例に基づく犯罪被害者支援相談などの実施)

総合相談：**他の専門職(臨床心理士・社会福祉士など)**とチームを組んでの相談

(いじめ総合相談を5月から実施予定、虐待などについても検討中)

* 明石市では、臨床心理士3名と社会福祉士4名も常勤職員として採用

相談内容などを踏まえ、必要な場合には、弁護士会や法テラスなどを紹介

【広報啓発活動による市民意識の向上】

市民セミナー：高齢者大学や消費者センターでの法律講座の実施など

学校特別授業：小中学校などでの弁護士特別授業の実施など

積極的な広報：市の広報誌に特集記事掲載、町内会の回覧版の活用など

【職員意識の改革】

庁内業務に係る法律相談：トラブル処理、クレーム対応、迅速な訴訟移行など

(いつでも気軽に相談できて助かると職員からの評価も上々で、行政運営にもプラス)

職員対象の市民法律相談：職員の個人的内容に係る相談にも対応(福利厚生の一環)

職員研修や学習会：職員全体の法務能力の向上(法律や司法手続への抵抗感の緩和)

<3つの提案>

地方自治体との連携 より身近な司法へ(地域密着型司法へ)

(常勤弁護士の採用を支援する施策の展開、市長会との意見交換会の開催など)

他の専門職との連携 幅広く手厚い司法へ(法律以外の福祉領域などへの対応も)

(社会福祉士会や臨床心理士会などとの共同事業の展開、協議会の開催など)

法テラスとの連携 利用者目線の司法へ(司法改革の原点からの再スタートを)

(司法アクセスを容易にするためのモデル事業の試行的実施など)